

# 下水道使用料の改定について

下水道使用料の改定に関する市の方針を決定しました

問い合わせ  
下水道グループ  
(☎859052)

## これまでの経緯

市は、昨年度に『下水道事業経営戦略』を策定し、その内容に基づいて、下水道使用料の改定の必要性について検証した結果、平成33年度に、資金不足が生じる見込みとなり、平成40年度までの累積不足額は11・75

億円に上る見込みとなったことから、下水道使用料を引き上げざるを得ないと考え、改定原案をまとめました。

## 審議会と住民説明会の開催

昨年12月以降、利用者の代表や専門的知識をもつ方に意見を伺うため、

連合町内会や消費者協会などの市内各団体、日本工学院北海道専門学校、公認会計士の方に参加していただき、『下水道事業運営審議会』を開催し、3回にわたって下水道使用料の改定の必要性について審議が行われました。

また、1月には利用者である市民の皆さんから広く意見を伺うため、市内3カ所で住民説明会を開催し、市の考えを説明するとともに、多くのご質問をいただきました。  
※質問内容や審議会の結果については、市ホームページや過去の広報のほりべつに掲載しています。

## 下水道使用料の改定に関する市の方針

市は、『下水道事業運営審議会』からの意見や住民説明会の開催結果を踏まえて、下水道使用料の引き上げについて、最終的な検討を行いました。

このうち、審議会の意見については、経費削減や情報共有に関して、さらなる取り組みを求めつつも、下

水道使用料の引き上げ自体はやむを得ないとする内容でした。  
また、住民説明会においても、さまざまな質問はいただきましたが、下水道使用料の引き上げについて一定の理解が得られたものと判断しました。

このため、市は、当初まとめた改定原案のとおり、平成30年1月1日から、下水道使用料の引き上げを行う方針を決定しました(市街地以外の地域で実施している『個別排水処理施設事業』(市が各世帯に浄化槽を設置する事業)の使用料についても、下水道使用料と同様に改定)。

## 改定案

改定時期 平成30年1月1日  
平均改定率 14.88% (1カ月の汚水排除量20㎡の一般家庭の改定率)  
改定後の料金表 (一般用)

	水道の使用量	改定後の金額【改定前】
基本料金	8㎡までの水量	1,520円【1,320円】
超過料金 (1㎡につき)	8㎡を超え 50㎡までの水量	195円【170円~175円】
	50㎡を超える水量	208円【180円】

※公衆浴場用については改定ありません。

## 使用料の引き上げによる影響額 (1カ月の汚水排除量で計算)

30㎡の一般家庭【756円増/月】	(改定前)	5,518円
改定率13.70%	(改定後)	6,274円
20㎡の一般家庭【540円増/月】	(改定前)	3,628円
改定率14.88%	(改定後)	4,168円
15㎡の一般家庭【405円増/月】	(改定前)	2,710円
改定率14.94%	(改定後)	3,115円

## 今後について

市では、決定した方針により使用料改定を行うため、本年6月開催予定の市議会第2回定例会に、下水道条例の改正案を提案する予定です。市議会が改正案が議決された場合には、平成30年1月1日から、下水道使用料の引き上げを実施する予定です。

改正案が市議会が議決され、使用料改定が決定した際には、広報のほりべつや住民説明会を通じて、決定した内容などの情報提供に努めてまいります。